

第 195 回

千葉県都市計画審議会

議 事 録

日 時 令和 4 年 1 月 18 日 (火)
午後 2 時 00 分 ~ 午後 4 時 10 分
場 所 ポートプラザちば2階「ロイヤルⅡ」

目 次

議事日程

出席委員名簿

議題一覧表

1. 開 会	1
2. 都市整備局長挨拶	1
3. 定足数の報告	1
4. 新任委員の紹介	1
5. 会長選出、会長職務代理者の指名	2
6. 議長の指定	3
7. 議事録署名人の指名	4
8. 非公開議案等の審査	4
9. 議案審議	5
第1号議案 第2号議案 (一括審議)	5
第3号議案	24
第4号議案	26
10. その他	29
11. 閉 会	29

第195回千葉県都市計画審議会 議事日程

令和4年1月18日(火)

- 1 開 会
- 2 都市整備局長挨拶
- 3 定足数の報告
- 4 新任委員の紹介
- 5 会長選出、会長職務代理者の指名
- 6 議長の指定
- 7 議事録署名人の指名
- 8 非公開議案等の審査
- 9 議案審議
第1号議案～第4号議案
- 10 その他
- 11 閉 会

第195回千葉県都市計画審議会
 令和4年1月18日（火曜日）
 於・ポートプラザちば2階「ロイヤルⅡ」
 午後2：00～午後4：10
 出席委員 22名

第195回千葉県都市計画審議会出席委員
 （順不同敬称略）

構成	氏名	摘要
学識経験者	屋井鉄雄	都市計画・土木
	寺部慎太郎	都市計画・土木
	陶山嘉代	法律
	青柳俊一	経済
	鶴岡宏祥	農業
	高崎正雄	都市経営
県議会の議員	浜田穂積	千葉県議会議員
	河上茂	千葉県議会議員
	佐野彰	千葉県議会議員
	守屋貴子	千葉県議会議員
	仲村秀明	千葉県議会議員
	加藤英雄	千葉県議会議員
関係行政 機関の職員	白川俊介 （代理・野口雅人）	財務省関東財務局長 千葉財務事務所次長）
	大角亨 （代理・加藤浩）	農林水産省関東農政局長 関東農政局農林振興部地方参事官）
	向野陽一郎 （代理・鈴木達也）	経済産業省関東経済産業局総務企画部長 関東経済産業局総務部企画調査課総括係長）
	小瀬達之 （代理・中村元）	国土交通省関東運輸局長 千葉運輸支局首席運輸企画専門官）
	若林伸幸 （代理・上田信也）	国土交通省関東地方整備局長 千葉国道事務所副所長）
	田中俊恵 （代理・鈴木常浩）	千葉県警察本部長 交通部交通規制課理事官兼交通管制センター長）
市町村の長を 代表する者	小坂泰久	酒々井町長
市町村議会の 議長を代表 する者	川村博章	千葉市議会議長
	岡泉	市原市議会議長
	松野唱平	長南町議会議長

第 1 9 5 回 千 葉 県 都 市 計 画 審 議 会 議 題

令和 4 年 1 月 1 8 日 提 出

- 第 1 号議案 船橋都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
(付議)
- 第 2 号議案 船橋都市計画区域区分の変更について (付議)
- 第 3 号議案 八千代都市計画区域区分の変更について (付議)
- 第 4 号議案 市川都市計画道路の変更について (付議)

1. 開 会

司 会 定刻となりましたので、ただいまから第195回千葉県都市計画審議会を開会いたします。

2. 都市整備局長挨拶

司 会 初めに、高橋都市整備局長より御挨拶を申し上げます。

都市整備局長 都市整備局長の高橋でございます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところを御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より県政に多大なる御支援、御協力をいただいておりますこと、重ねてお礼申し上げます。

本日の審議会は、7月に引き続き、本年度2回目となります。会議の運営に当たりましては、前回同様ですが、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、委員の先生方の座席の間隔を空けること、それから換気への配慮、マイクにつきましても、その都度消毒をするなど対策に一生懸命取り組んでまいりますので、御了承のほど、よろしく願いいたします。

本日の議案といたしましては、都市計画区域マスタープランの変更が1議案、区域区分の変更が2議案、都市計画道路の変更が1議案の計4議案となっております。よろしく御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、開会に当たりまして挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

3. 定足数の報告

司 会 続きまして、事務局より定足数の報告をお願いします。

事務局 定足数について御報告いたします。

本日の出席委員は、定数28名のうち、現在のところ21名で、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第3項の規定により、2分の1以上の御出席をいただいております。

以上でございます。

4. 新任委員の紹介

司 会 次に、本審議会の委員のうち、新たに御就任いただきました方を御紹介させていただきます。

初めに、学識経験者委員でございます。

学識経験者委員の任期が8月31日に満了となったことを受けまして、新たに5名の委員が就任されました。

東京理科大学教授の寺部様でございます。

続きまして、千葉第一法律事務所弁護士の陶山様でございます。

明海大学准教授の前島様でございますが、本日は所用により欠席されております。

続きまして、日本大学専任講師の永村様でございますが、本日は所用により欠席されております。

続きまして、一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会会長の高崎様でございます。

また、屋井様、青柳様、鶴岡様におかれましては、引き続き御就任いただいております。

続きまして、関係行政機関の職員の委員として、農林水産省関東農政局長の大角様に新たに御就任いただきました。本日は、代理として関東農政局農村振興部地方参事官の加藤様に御出席いただいております。

次に、国土交通省関東運輸局長の小瀬様に新たに御就任いただきました。本日は、代理として関東運輸局千葉運輸支局主席運輸企画専門官の中村様に御出席いただいております。

次に、千葉県警察本部長の田中様に新たに御就任いただきました。本日は、代理として千葉県警察本部交通部交通規制課理事官兼交通管制センター長の鈴木様に御出席いただいております。

以上で新たに御就任いただきました方の紹介を終わらせていただきます。なお、本日御出席の委員の方については、お手元の座席表をもって紹介とさせていただきます。

続きまして、本日の審議会には、高橋局長をはじめ議案に係る県の職員が出席しております。県の出席職員の紹介については省略させていただきます。

5. 会長選出、会長職務代理者の指名

司 会 次に、本審議会の会長選出についてお諮りいたします。

先ほど御紹介させていただいたとおり、学識経験者委員の任期が8月31日に満了したため、再任委員を含めた8名の方に委員に御就任いただいたところです。

本審議会の会長につきましては、「千葉県都市計画審議会条例」第4条第1項の規定によりまして、「学識経験者委員のうちから委員の選挙によって定める」とされておりますので、今回の審議会で改めて会長を選出したいと存じます。

なお、選出に当たりましては、お手元の「学識経験者委員に関する資料」を御参照ください。

選出方法は自薦、他薦で行いたいと存じます。どなたか自薦、他薦はございますでしょうか。

委 員 都市計画について大変経験が御豊富でいらっしゃいます屋井委員に引き続き会長をお願いできればと思いますので、推薦いたします。

司 会 屋井委員に引き続き会長をと御推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

司 会 皆様、御異議がないとのことでございますので、屋井委員に引き続き会長をお引き受けいただきたいと存じます。屋井委員、よろしく願いいたします。

それでは、ただいま新会長に選出されました屋井委員には、会長席にお移りいただき、

御挨拶をお願いいたします。

会 長 どうもありがとうございました。本人としては留年をしたような気分です。先ほどお配りいただいた資料の中でも、10年なんですよね。正直言うと、そろそろ卒業できるかなと思っていたのですけれども、もうしばらくという話もありました。そして、さつき御推挙いただきましたので、会長の任を続けさせていただきたいと思います。

千葉は、言うまでもなく自然が豊かで、東京から非常に近いところにもありながら、様々なインフラに満ちていますね。日本最大の空港もありますしね。道路や鉄道や、ないものと言えば新幹線ぐらいでしょうかね。非常に魅力的なところだというふうに私は部外者というか、外から来ている身としてはいつも思っているところですが、都市に関して言うと、正直言うと、まだまだ魅力を高めていくような余地はありそうですね。都市計画審議会の中の所掌する業務は都市の様々な魅力を高めていくことだと思いますので、行政の役割も非常に大きいですし、それから、この審議会の役割もまだまだ重要だと思っていますので、微力ながら、その観点でも御協力できればと思います。

それから、せっかくの機会なので、ちょっと遠くから来ていることもあるので、従前に増して不規則発言が増えるかもしれませんけれども、それは遠くから来ているということで、ぜひ御容赦いただきたいと思います。

都市計画決定は、特に審議会では決める場ではありますけれども、決めるための条件は計画としての合理性、正当性と同時に手続の正当性、この2つが満たされて初めて決定ができる。しかしながら、県の立場でやる決定ですから、直接現場に携わっていない案件もいっぱい出てきます。ですので、この場ではその後者、手続の正当性に関する部分もぜひしっかりと御説明いただいて、我々が理解できる、特に部外者としても理解できるようなことで説明いただいた上で決定をしていきたいと思っていますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っています。

どうもありがとうございました。では、引き続きよろしくお願ひします。

司 会 ありがとうございます。

次に、「千葉県都市計画審議会条例」第4条第3項の規定によりまして、会長の職務代理者を会長が指名することとなっておりますので、会長、よろしくお願ひいたします。

会 長 ただいま司会の方から御説明がありましたけれども、私の職務代理者を指名させていただきたいと思います。

都市計画、それから交通計画は大変密接な関係がある学問分野でありますけれども、その分野の専門家であり、また、県内の大学におられる先生でいらっしゃる寺部先生をもつてほかにはないと考えますので、寺部先生を職務代理者に指名させていただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

委 員 お引き受けいたします。

会 長 どうもありがとうございました。それでは、よろしくお願ひします。

司 会 それでは、寺部委員、会長代理席のほうへお移り願ひします。

6. 議長の指定

司 会 それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会は、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、屋井会長、よろしくお願いいたします。

7. 議事録署名人の指名

会 長 どうもありがとうございました。

初めに、本審議会の議事運営規則第10条第3項の規定によって、議事録署名人を指名させていただきます。

鶴 岡 委 員

仲 村 委 員

よろしくお願いいたします。

8. 非公開議案等の審査

会 長 次に、非公開議案等の審査になります。本日御審議いただく案件は、既にありましたが、都市計画区域マスタープランの変更が1議案、都市計画区域区分の変更が2議案、都市計画道路の変更が1議案の計4議案です。

非公開の取扱いについては、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条のただし書に非公開とすることができる規定がありますけれども、事務局からの提案はありますでしょうか。

事務局 本審議会は、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条に基づき、原則どおり公開で御審議いただきたいと考えております。

今回の第1号議案、第2号議案、第4号議案において意見書の要旨に係る資料が添付してございますが、匿名にしておりますので、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条のただし書に該当する非公開案件はないとして、公開で開催することではいかがでしょうか。

会 長 どうもありがとうございました。ただいまの御提案についていかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 どうもありがとうございます。

それでは、傍聴人について確認しますが、いらっしゃいますか。

事務局 本日、傍聴人は9名の方がお越しになってございます。

会 長 それでは、事務局は傍聴人を入場させてください。

(傍聴人 入場)

会 長 報道関係の方はいかがですか。いらっしゃいますか。報道関係の方も既に一緒にお入りですかね。

(報道関係者 入場)

会 長 報道関係の方が入ってこられたと思いますけれども、審議開始前に限り撮影等可能ということですので、ただいまから写真撮影などを許可します。よろしくお願いいたします。

(報道関係者 写真撮影等)

会 長　　そろそろいいですか。どうもありがとう。

議事に入る前に、傍聴人の皆様に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りいたしました「注意事項」を読んでいただいて、その内容をお守りください。

なお、注意事項に反する行為をされますと退場していただくこととなりますので、あらかじめ御了承願います。

9. 議 案 審 議

会 長　　本日、御審議いただきます案件は4件でございますが、重要な案件でありますので、十分御審議くださるようお願いいたします。

また、議案は、既にお手元にお届けした議案書のとおりでありますので、従来どおり議案の朗読については省略とさせていただきます。

これより議案の審議に入りますが、事務局においては議案の説明は簡潔にお願いいたします。

第1号議案 第2号議案 （一括審議）

会 長　　それでは、

第1号議案 船橋都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（付議）

第2号議案 船橋都市計画区域区分の変更について（付議）

の2議案については、関連がありますので、一括して説明を行った後に、各議案ごとに審議を行うことにします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは、船橋都市計画に関する第1号議案及び第2号議案につきましては、海老川上流地区での土地区画整理事業に関連する案件となりますので、一括して御説明いたします。

第1号議案の変更案については、議案書のとおりとなりますが、具体的変更箇所などが分かるように、前回の審議会と同様に議案関係資料を作成いたしました。

まず、議案の説明に先立ち、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」について御説明いたします。議案関係資料の1ページ、またはスクリーンを御覧ください。

前回の審議会での説明の繰り返しとなりますが、区域マスタープランにつきましては、県や政令市が決定し、一体の都市として整備、開発及び保全すべき都市計画区域を対象として、中長期的な視点に立って、都市計画の基本的な方針を定めるものです。

県の総合計画や市町村が定めるマスタープラン、また、区域区分などの具体的都市計画との関係につきましては、資料にあります体系図のとおりとなります。区域マスタープランには、都市計画法に基づき、資料の右側の表の太括弧で記した「都市計画の目標」など3つの項目を定めることとされております。

それでは、第1号議案「船橋都市計画の区域マスタープランの変更」について御説明いたします。議案関係資料の2ページ、またはスクリーンを御覧ください。

まず、変更のポイントといたしましては、資料右側の図の中央にあります海老川上流地区における「土地区画整理事業等の位置付け」になります。なお、船橋市では、海老川上流地区において、医療や健康をテーマとしたまちづくり、メディカルタウン構想を進めることとしております。

区域マスタープランの主な変更内容といたしましては、「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」にあります「商業地」につきましては、海老川上流地区に設置する東葉高速鉄道の新駅の周辺に、地区住民の日常購買需要を賄う地区の中心的な商業地を配置する。また、「住宅地」については、同じく海老川上流地区で土地区画整理事業等の促進を図り、良好な住宅地として配置するとしております。

「都市施設に関する決定の方針」にあります「鉄道」については、公共交通の利便性向上と新たな拠点形成を図るため、海老川上流地区に東葉高速鉄道の新駅を設置する。また、「下水道」については、引き続き海老川上流地区の土地区画整理事業等に合わせ、整備を進めるとしております。

「市街地開発事業に関する決定の方針」には、海老川上流地区に新駅を設置し、土地区画整理事業等により地域に必要な都市機能が集積した新たな拠点の形成を図るとしております。

「その他の変更」といたしましては、「千葉県湾岸地域における規格の高い道路計画の基本方針」を踏まえ「交通施設の方針」に「新たな湾岸道路の検討を促進する」と追加しております。また、この他、都市施設の整備状況等を踏まえ、時点修正を行っております。

資料の3ページ、またはスクリーンを御覧ください。

ただいま御説明しました主な変更内容に関する区域マスタープランでの具体の記載につきましては、「新旧対照表抜粋」の赤字のとおりとなります。

続いて、第2号議案「区域区分の変更」です。

変更の内容といたしましては、海老川上流地区を市街化区域に編入するといったものになります。なお、2号議案からは、資料が変わりまして申し訳ありませんが、議案書にて御説明させていただきます。

まず、海老川上流地区の概要について、改めて御説明いたします。議案書インデックス2の4ページの位置図、またはスクリーンを御覧ください。

海老川上流地区は、船橋市の中心部に位置し、中心市街地にも近く、また東葉高速鉄道の新駅の建設が予定されるなど、今後も利便性の向上が期待される地区となっております。

海老川上流地区の現況につきましては、スクリーンにお示ししておりますとおり、地区を東西に横断する既存の幹線道路沿道には、図面ではピンク色で着色した商業用地が多く見られ、現地にはガソリンスタンドやパチンコ店などが立地しておりますが、沿道以外では黄土色に着色しております耕作放棄地が多く見られ、一部では墓地や資材置場等が立地するなど、混在した土地利用が進んでおります。

また、本地区の北側にあります船橋市立医療センターは、昭和58年に診療が開始され、40年近く経過していることもあり、設備の老朽化や施設の狭隘化などから全面的な建て替えが必要となっております。

こうした状況から、船橋市では、メディカルタウン構想に基づき、医療センターの移転や新駅設置を核とした新たなまちづくりを進めていくこととしたものであります。

海老川上流地区に係る経緯といたしましては、平成3年に「良好な新市街地の推進」を船橋市新基本計画に位置づけ、その後、順次、総合計画や都市計画マスタープランにも位置づけながら、新たなまちづくりの実現を目指してまいりました。

平成24年に策定した都市計画マスタープランには、新駅設置や医療福祉機能などを考慮した新たなまちづくりの実現に係る方針が位置づけられ、平成30年にはメディカルタウン構想が策定されました。

今回、メディカルタウン構想の実現に向け、本案の区域、42.3haにおいて、土地区画整理事業を活用した計画的なまちづくりを行うこととしましたことから、区域区分を変更し、市街化区域に編入するものであります。

議案書の5ページの計画図、またはスクリーンを御覧ください。

編入する区域は、赤い線で囲まれた面積約42.3haの区域になります。

船橋市では、海老川の上流地区における新駅設置や医療福祉機能の確保などの方針を位置づけております都市計画マスタープランを、市民意見交換会やパブリックコメントなどを実施し、平成24年に策定しております。その後、本案の区域の周辺を含めた市街化調整区域を対象に、今後のまちづくりについて、ワークショップを開催する等、検討を進めてまいりました。

令和2年11月には、新たなまちづくりに必要となる都市計画変更案件について、市役所で説明会を開催するとともに、説明会に参加されなかった方々に対しましては、説明会の資料や質疑内容を市のホームページに掲載し、変更案の周知に努めてまいりました。

スクリーンには、土地区画整理事業における土地利用計画図の案をお示ししております。

地区の南側にあります東葉高速鉄道の新駅の周辺には、商業用地等を配置します。北側には医療センターを計画し、その周辺には医療や健康関連施設などを誘導することとしております。また、降雨時において下流への負荷が増すことがないように、調整池を6か所設ける計画としております。

これらの議案について7月2日から2週間、案の縦覧を行ったところ、区域マスタープランの変更に対して23名の方から、区域区分の変更に対しましては22名の方から意見書の提出がありました。いただいた意見の要旨につきましては、議案書に記載しておりますが、意見書の要旨を内容ごとに整理し、それに対する県の考え方を本日配布いたしました当日配布資料に取りまとめましたので、県の考え方につきましては、この資料で御説明いたします。

それでは、まず当日配布資料の2ページを御覧ください。

いただいた意見につきましては、同様の趣旨のものが多くありましたので、「意見書の要旨」と「意見に対する考え方」がそれぞれ対応するよう、今回は配布資料をA3サイズで取りまとめしております。当日配布資料につきましては、スクリーンにもお示ししながら御説明いたしますが、スクリーンの関係で、一括して資料を映しますと文字が小さくなってしまいますので、スクリーンには「意見書の要旨」と「意見に対する考え方」を説明に合わせ、お示しいたします。また、「意見書の要旨」につきましては、配布資料の表にある太線で囲んだ範囲ごとにスクリーンにお示ししながら、御説明させていただきます。

それでは、改めまして当日配布資料の1ページ、またはスクリーンを御覧ください。

御意見の内容を区分いたしますと「土地区画整理事業の区域マスタープランへの位置付け」「浸水等について」「医療センターについて」の3項目になります。

まず、1項目、資料2ページの(1)「土地区画整理事業の区域マスタープランへの位置付け」につきましては、事業の必要性を問う意見や財政、環境に対する御意見をいただいております。

まず、①の「事業の必要性」に関する主な御意見といたしましては、「スプロール対策について土地区画整理事業以外の手法の検討が行われていない」「無秩序な開発は問題であり、市街化調整区域の規制を強化すべき」「既存市街化区域の住宅ストックの活用を行うべき」「宅地開発のための市街化区域への変更は認められない」「災害防止の観点から市街化の抑制が必要。」「乱開発を防ぐ検討をすべき」また、「開発を推し進めるのではなく、親水公園を設置してほしい」「洪水の場合の調整池として残すのが妥当」「同意のない地権者が存在しており、事業の実施が可能とは言えない」「市街化区域になれば税金が大幅に値上がりし、事業に参加したくない農家にとっては苦痛である」「10%近くの地権者が同意していない、中止すべきである」といった御意見でした。

これらの意見に対する県の考え方につきましては、配布資料の右側の欄に記載いたしましたので、順番に御説明いたします。

まず、船橋市では、平成30年に策定したメディカルタウン構想に基づき、海老川上流地区において、医療センターの移転や新駅設置を核とした新たなまちづくりを進めていくとしております。現在、本地区では、先ほど御説明しましたとおり、環境の悪化が懸念されていること、また、周辺地区では引き続き開発圧力が高いと見込まれること、さらに、老朽化した医療センターの建て替え用地の確保が必要であることなどから、市では早期に本地区での土地区画整理事業の着手が必要と判断しており、今回、市街化区域に編入し計画的な市街地の形成を図るとしたものです。

なお、本事業について、土地区画整理組合設立準備会は、現時点でおおむね9割の地権者から同意を得ており、組合設立後においても未同意の地権者からも理解が得られるよう丁寧に説明を行っていくとしております。

次に、②の「財政」に関する主な御意見といたしましては、「本事業は市財政を圧迫し、市民サービスカットの方向へ加速させるため、変更案を認めないでいただきたい」「財政負担について市民の理解が得られていない」「災害対応や文化芸術施設の建設などに税金を使ってほしい」といった御意見でした。

これらに対する県の考え方としましては、繰り返しになりますが、船橋市では、メディカルタウン構想に基づき、医療センターの移転や新駅設置を核とした新たなまちづくりを進めていくとしており、市の将来を支える重要な事業であることから、早期に海老川上流地区の土地区画整理事業に着手することとしたものです。また、市では、土地区画整理組合や鉄道事業者等とコスト縮減について協議・調整を図り、市負担金の削減に努めていくとしており、今後、事業の進捗状況や財政負担等については、市民に対し分かりやすい説明に努めていくとしております。

次に、資料3ページ③の「環境」に関しましては、「地域内の重要な哺乳類等の生息場所を失うことは明らか。」「都市部での貴重な自然環境の破壊は軽視できない問題であり、

地球温暖化の面からも逆行する計画である」「自然を破壊する開発はやめて、自然保護区にしていだきたい」といった御意見でした。

これらに対する県の考え方としましては、市が行った環境影響調査では、土地区画整理事業の実施に当たり、動物について、生息環境が同様の区域外への逃避ができるよう段階的に施工を行うなどの環境保全措置を講じるとしております。また、公園を整備するとともに、調整池などを可能な限り緑化促進することなどで、環境に配慮するとしております。

次に、2項目(2)「浸水等」につきましては、内容から、3つの項目に分かれますので、項目ごとに御説明いたします。

それでは、①の「浸水対応」に関する主な御意見としましては、「海老川地域全体の洪水・内水対策の見直しと強化を行うべきである」「水害の心配のないまちづくりを進めていいただきたい」「上流部で十分な治水対策が行われないと、下流域で従来以上の水害を引き起こす恐れがある」その他、「県が整備する海老川調節池完成後まで事業計画を決定すべきでない」また、「調節池がゲリラ豪雨に対応できるか不安」「市民生活の安全が守られるよう海老川下流部などの自治会等を対象に具体的な計画について説明会を行うことを求める」といった御意見をいただきました。

これらの意見に対する県の考え方につきましては、まず、海老川水系では、県と市が一体となって「流域治水」を推進するため令和3年11月に海老川水系流域治水プロジェクトを策定しており、河道拡幅や河床掘削、調節池整備等、おおむね10年に1回程度を想定した降雨規模による洪水、海老川につきましては、時間約50mmの降雨によって増水した河川を安全に流下させる洪水対策や、公共下水道の整備等による内水対策、また避難確保計画の策定支援など、ハード・ソフト一体となった取組を実施することで、流域における浸水被害の軽減を図るとしております。

海老川上流地区土地区画整理事業では、区域内に調整池を6か所設置し、時間雨量約70mmの降雨に対応した整備を行うとともに、現在の海老川の流下能力に対し放流量を抑制することで、下流域への負荷が増すことがないように計画しております。また、船橋市では、海老川流域において公共用地に雨水貯留施設の設置を推進するとともに、民間施設に対しても働きかけていくとしております。

説明会に関しましては、市では、今後、町会や自治会に対し、ハザードマップについて説明していくとしており、このうち海老川水系の流域につきましては、これに合わせ土地区画整理事業で行う調整池の整備等、具体の浸水対策についても説明し、下流域への負荷が増すことがないことを御理解いただけるよう努めていくとしております。

次に、資料4ページ②の「想定最大規模の降雨等の対応」に関する主な御意見としましては、「市のハザードマップで最大3m浸水する地域での計画は中止すべき。」「そのような地域での変更案は認められない。」「住宅建設をしてはならない」「市街化すれば、なお一層、水があふれることになる」また、「液状化の危険性が極めて高い地域が多く含まれるとともに、浸水が想定される危険な区域であり、治水事業が進展しない中での市街化が、予想を超える被害を生み出す可能性は否定できない」といった御意見でした。

これらに対する県の考え方としましては、まず、「船橋市洪水・内水ハザードマップ」は、降雨規模としては1000年に1回程度を想定した想定最大規模の降雨により、市内の河川や下水の排水能力を超えて発生する水害の浸水範囲や浸水の深さ並びに避難場所等の

情報を掲載したものであり、いざという場合において、市民が適切な避難行動を取るための備えとして作成されたものです。

繰り返しになりますが、海老川上流地区の土地区画整理事業では、区域内に調整池を6か所設置し、時間雨量70mmの降雨に対応した整備を行うとしており、また、想定し得る最大規模の降雨の際においても、床上浸水を回避するため、地盤をかさ上げする計画としております。

また、区域内の液状化対策につきましては、土地区画整理事業において、地質調査の結果を基に地盤改良等を実施していくとしております。

次に、③の「その他」に関しましては、「県が進める海老川調節池については、完成前に暫定的に調整池や公園として活用するよう求める」といった御意見をいただいております、これに対する県の考え方としましては、海老川調節池については、流域治水プロジェクトにおいて、貯留効果を早期に発現するため、段階的な暫定供用を目指すとしております。

また、船橋市では、今後、完成後の調節池の上部利用について、公園等の活用も含め、河川管理者である県と協議を行っていくとしております。

最後に、資料5ページ(3)の「医療センター」に関する主な御意見としましては「宅盤のかさ上げで、ドクターカーの発着が困難になる」「ハザードマップで洪水、液状化のある場所への移転はやめていただきたい」「溢水や湛水等による災害の発生のおそれがある土地の区域については、市街化区域に原則含まないとの国の通達もある。このような土地に移転すべきはない」「適地選定は既設の医療センター周囲の買い増しを再考すべき」といった御意見でした。

これらの意見に対する県の考え方につきましては、市立医療センターは、船橋市における救急病院として、また東葛南部医療圏の三次救急病院として重要な役割を担っており、移転場所については、市において検討し、土地区画整理事業区域内に決定したものです。

浸水等につきましては、土地区画整理事業では、想定し得る最大規模の降雨の際においても床上浸水を回避するため、地盤をかさ上げする計画としております。これに加え、市では医療センターを設計する際には、ドクターカーの発着に支障がないよう計画するとともに、想定最大規模の降雨の際においても病院機能が維持できるよう、重要な設備を2階以上に設置することや止水板等の設置、また、北側の高台にある緊急輸送道路であります主要地方道船橋我孫子線などからの救急車両の動線確保についても検討するとしております。

液状化対策については、繰り返しになりますが、土地区画整理事業で地質調査の結果を基に地盤改良等を実施していくこととしています。

なお、国の通達にあります「溢水や湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域」とは、1時間当たり50mm程度の降雨を対象として整備がされないと認められる河川の氾濫区域などとされており、河川計画と整合が図られ、災害防止のための具体的な措置がなされた場合には、市街化区域に含めることができるとされており、本区域におきましては、6か所の調整池の設置や地盤のかさ上げなど具体的な措置が講じられることから、市街化区域への編入を行うものであります。

続いて、資料6ページを御覧ください。

第2号議案の区域区分の変更に対する意見の要旨になります。いただいた御意見の内容

につきましては、第1号議案の区域マスタープランに対する御意見とほぼ同様となっております。

区域区分の変更に対する意見の要旨のうち、「財政について」1号議案と違う観点から御意見をいただきましたので、この部分について御説明いたします。資料の7ページ、またはスクリーンを御覧ください。

資料ではページが一番下の黒枠の部分になりますが、新駅への負担に関する御意見をいただいております、その意見の要旨といたしましては、「市の予算での新駅建設は反対である」「居住者が少ないことから市の予算での建設には合理性がない」「新駅設置に市税を全負担することに納得がいかない」といった御意見でした。

これらの意見に対する県の考え方につきましては、先ほどの説明と同様になりますが、船橋市では、本地区で新たなまちづくりを進めていくとしており、市の将来を支える重要な事業であることから、早期に海老川上流地区の土地区画整理事業に着手することとしたものです。

また、鉄道事業者等とコスト縮減について協議・調整を図り、市負担金の削減に努めていくとしており、今後、事業の進捗状況や財政負担などについて、市民に対し分かりやすい説明に努めていくとしております。

以上が、意見書の要旨とこれに対する県の考え方となりますが、今回の変更案につきましては、河川計画と整合が図られ、災害防止のため、具体的な措置を講じるなど、計画的なまちづくりを進めていくものでありますので、提出のあった意見書により都市計画の案を変更する必要はないと考えております。

以上で第1号議案及び第2号議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

会 長 どうもありがとうございました。

今、第1号議案、第2号議案の説明が終わったところでもありますけれども、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

委 員 土地区画整理事業の範囲ですけれども、主要地方道船橋我孫子線からぐぐっと入り江みたいに凹んでいるのですけれども、これはもともと市街化区域なの。

事務局 その部分は市街化調整区域になります。

委 員 何であそこだけぐっと凹んでいるの。反対者なのか。

事務局 凹んでいる部分は、地形的にちょうど山になっていまして、今回の場所は、どちらかというと低地の部分を市街化区域に編入するということで、あそこは高低差があるものですから、今回の区域からは外しているような経緯があります。

委 員 それからもう一つですけれども、意見書をずっと見ていると、ほとんど浸水対策、洪水対策の意見が多いのですが、実は松戸に国分川というところがあります。国分川も、今はなくなったけれども、頻繁に洪水が起きて、相当な犠牲者が出たことがあります。それはなぜかという、上流のほうで同じようにこういう開発をして、きちんとした川を整備しなかったものですから、1年置き、2年置きに相当な洪水が発生した。今は国分川のところに分水路ができて、国分川分水路ができてから洪水が一切なくなったのですね。そうすると、ここにある調整池を6か所造ると書いてあるけど、当時、松戸も調整池を何か所か造った。しかし、それでも間に合わなかった。1つは、川を少し拡張したのだけど、川

を全部コンクリートで固めてしまったら、水が一遍に上流から流れてきた。今はコンクリートを外して土を盛って自然の川の土手のようにした。そうすると、水が一遍に流れてなくなった。そういうことがあるのですけれども、海老川のこの辺は私も地域的によく通るから知っているのですけれども、今言ったように、凹んでいるところは高いところだけでも、相当低いところですよ。そういう水の対策は調整池6か所だけで済ませるか、あるいは海老川をもっと拡張してやるのか、その辺はどうですか。

会 長 御質問です。よろしくお願いします。

事務局 まず、海老川につきましては、現在は時間30mmに対応するような河川の整備が現況ではできているところになります。それを今、県の河川整備計画の中では、時間50mmに対応するというので整備を進めているところというのが河川の計画になるのですが、今回は、土地区画整理事業の区域内で時間70mmの規模に対応するような調整池を造る計画としておりますので、基本的に計画の規模の降雨の際においては、下流側へ負荷が増すことがないということで協議が整っておりまして、今回もそういった対応をするということで考えております。

委 員 下流部の人が相当心配していると思うのですけれども、下流部の人たちと「具体的な計画についての説明会を行うことを求める」となっているのですけれども、説明会は当然何回かやっているのでしょうか。その辺はどうですか。

事務局 今回の都市計画の変更に当たりましては、基本的には下流の方というよりは、都市計画区域内、船橋市民の方々を対象にして説明会の開催をしております。その開催に当たっては、市の広報などで開催のお知らせをして出席をいただいているところです。そこに実際に下流の方が来られたかということまでは把握できておりませんが、そういった説明は行っております。

それと、今、船橋市では、先ほど意見の考え方の中で御説明させていただきましたが、今後、ハザードマップの説明会をする中で、下流域の方たちに対しましては、今回の土地区画整理事業の調整池の計画を御説明して、今の計画規模の降雨の中では下流域への負荷が増すことがないということを御理解いただくようなことで船橋市は説明すると考えております。

委 員 さっきも話したとおり、下流の人が浸水、洪水で一番迷惑するのはですよ。ですから、それを私は言いたかったのです。今後、上のほうはもう土地区画整理事業をして住む人はいいかもしれないけれども、下のほうの人にきちんと説明してやらないと、スムーズに行くには、水は下から上へ流れないから、上から下へ流れるものだから、その辺をきちんとこれから説明してやってください。

以上です。

会 長 どうもありがとうございました。

それでは、続けて、どうぞ。

委 員 それでは、ポイントを絞って幾つかの視点からお伺いをしたいと思います。

1点目は、この土地区画整理事業の事業区域の浸水の問題です。船橋市のハザードマップを見ると、この土地区画整理事業区域内42.3haほとんどが浸水エリアになっていると見えます。この42.3haの中で浸水想定区域になっているのは面積比率でどのぐらいでしょうか。それと、想定される浸水深はどの程度と見ているのか、それは説明がなかったの

でお答えいただきたいと思います。

それから、2つ目は、今もお話がありましたけれども、下流域を含めた海老川の河川整備の問題です。下流の部分は現状でもハザードマップを見ればかなりの広範囲にわたった浸水エリアになっています。下流部の治水計画がどうなっているのか。現状の治水安全度はどの程度なのか。それと、この整備計画の進捗状況はどうか。

あわせて、海老川に関してですけれども、海老川の調節池の整備は完成が30年後と私は伺っていたのですが、今の説明では、暫定供用も含めとなっています。暫定供用はいつから実現をするのか。そして、この55万 m^3 の調節池の完成はいつなのか。これが2点目です。

それから、3点目は、説明もありましたけれども、市街化調整区域で浸水想定区域をわざわざ市街化にして開発することはないのではないか。国土交通省も、昨年、都市計画法の施行令を変えています。そして、先ほど説明がありましたけれども、市街化調整区域で水が出るような災害のリスクの高いところは市街化区域に含めないものとする、これを原則にしています。改めて、市街化にして本当に安全性が確保されるのかどうか、その辺のところはどういうふうに受け止めているのか伺いたいと思います。

それから、4点目、今の説明を聞いていて、ぜひ伺っておかなければいけないなと思っているのですが、説明の中で、千葉県として流域治水を推進するためのプロジェクトを立ち上げたという説明がありました。そうすると、千葉県が考えている流域治水は、今までの総合治水とどのように違うのか、どんな視点でこのプロジェクトを進めるのか示していただきたいと思います。

それから、5点目は、説明会についてですが、私は昨年の9月に行われた船橋市の都市計画審議会の議事録を全部読みました。船橋市の当局側は、下流域においての説明会は予定していないとはっきり言っています。議事録に残っているのですが、この海老川上流地区土地区画整理事業を含めた海老川水系での下流域での説明会がきちっと行われるのかどうか、それが担保されるのかどうか、お答えいただければと思います。

以上です。

会 長 どうもありがとうございました。合計5点ですかね。よろしくお願いします。

事務局 順番が前後してしまうかもしれませんが、申し訳ありません。まず、今回の区域がハザードでどれくらいか、また、浸水がどれくらいなのかというところにつきましては、区域内のハザードマップの色分けとしましては、水深0.5mから3mをオーダーとしてハザードマップには色付けがされております。その区域内の面積の割合としましては、あくまで図上ですが、約8割程度が0.5mから3mの範囲になっております。

下流域の整備状況というところですが、まず、現況では治水安全度は、今、時間当たり30mmを確保している。将来的には50mmを目指していくということになっておりまして、進捗につきましては、現在、下流域では河道の拡幅については完了しておりまして、今後、堆積してしまっている土砂とか一部河床の掘削などが行われる予定になっております。

海老川調節池については、現在、用地買収につきましては約95%まで終わっているような状況になっております。そうした中で、今後、暫定の方法などについては、用地の買収の状況なども見ながら確認していくものと考えております。

完成時期につきましては、現在、海老川調節池を含みます海老川水系河川整備計画におきましては、計画対象期間をおおむね30年としておりますので、完成時期については30年なのかと。そういった中で、先ほど委員からもありましたように、調節池については貯留効果を早期に発現するため、段階的な暫定供用を目指すというように考えているところです。

都市計画法の改正はこの4月から施行されるようになりますが、今、委員からありましたように、頻発・激甚化するような自然災害に対応するため、土砂災害特別警戒区域の開発においては、現在、原則禁止されています分譲住宅や貸し倉庫等に加えて、病院や社会福祉等の自己業務用の開発も禁止になります。また市街化調整区域につきましては、34条11号のいわゆる連たんなどの開発要件が今後厳格化されます。今後、開発の許可権者が条例で定める開発が可能な区域の中から災害ハザードエリアなどを除外されるようになります。

その中で浸水想定区域のうち著しい危険が生じるおそれのある土地の区域などについては、災害イエローゾーンとありますが、そういったところについては避難場所への確実な避難が可能であるなどを除いて原則開発ができなくなるという法改正が4月1日に施行されるようになっております。今回の海老川上流付近につきましては、河川整備計画とも整合を図りまして、繰り返しになってしまいますが、土地区画整理事業で6か所の調整池を設けたり、地盤のかさ上げなどの対策を講じられるなど、計画的な市街地の整備を図るというものなので、今言った地区には該当しないと考えております。

流域治水と総合治水というところですが、総合治水というと、河川の施設の中と公共施設などを使ったような中で治水対策をしていくというのが基本的には総合治水ということになっています。今回、流域治水に関しましては、流域のあらゆる関係者がというところがありますので、そういったところに関しましては、建て方の工夫であったり、住む場所であったり、建物自体の工夫であったり、今回も民間のほうで治水もいろいろ考えるというのがありますし、避難とかのソフト対策も一体的にやるというところで、流域治水ということになるのかなと考えております。

最後、市の都市計画審議会の中の発言の関係につきまして、議長、もしよろしければ、今日は船橋市が来ておりますので、市から回答をいただければと思います。

会 長 了解しました。お願いします。

船橋市 本日は御審議、ありがとうございます。

説明会等について行わないというお話を9月に行われた都市計画審議会で発言させていただいたことについての御説明をさせていただきます。このとき、説明会は開催しないというふうにお話しさせていただいたのですけれども、これは土地区画整理事業に関しての説明でございまして、逆に説明会を開催するよりも、現在は、私たちは市民の皆様にも都市計画事業の浸水対策を図面に表しております。船橋市のホームページを御覧いただければと思うのですが、このホームページに土地区画整理事業の調整池の仕組みとか雨水の排水の仕組み等を図面を用いて説明させていただいております。これはホームページもそうすけれども、私どもの担当課、船橋市都市政策課のカウンターにもこの資料を配架させていただいております。御説明は随時できるようにさせていただいております。

また、この断面図なども書かせていただいて、雨水管から雨水の流れがどういう形で調

整池に入っていくか、調整池から川に出すところにつきましても、千葉県と協議をさせていただいた中で、流れを絞って川に影響を与えないように流し出すという形の説明もさせていただいているところでございます。また、仮に市役所に出向くことができない方がいらっしゃった場合につきましては、必要に応じまして私どもが、その皆様のところにお伺いさせていただいて御説明をするというところも、今考えているところでございます。こういうことを行うことによりまして、土地区画整理事業の雨水対策等につきまして、説明会を開催するよりも、より丁寧に説明を今後もしていくというふうに考えているところでございます。

それと、先ほど事務局のほうから御説明があったとおり、ハザードマップについての説明につきましては、ハザードマップというのは治水のこともそうですし、それに関係して下水道のこともありますし土地区画整理事業のこともございます。というところで、このハザードマップを作成したのが令和2年になるのですけれども、この令和2年に作成したものを市民の皆様に全戸配布しているところではございますが、これに対しての説明をまだ実施できていないところでございます。これはコロナのこういう状況がございまして、説明会を開催できていないというのが実際でございます。これにつきましては、昨年の第4回定例会で市長からの答弁もあったのですけれども、このコロナが明けて、年度明けてになってしまうのか、そういうところを見計らった中で説明をしていくと考えているところでございます。

以上でございます。

会 長 どうも丁寧な御説明、ありがとうございました。

もう県のほうは今の件はいいですね。では、もう一度どうぞ。

委 員 説明ありがとうございました。それぞれ項目ごとにもう一步突っ込んでお伺いしたいと思いますのですが、土地区画整理事業区域内の浸水想定区域、ハザードマップに関してですけれども、船橋市の都市計画審議会の中で整備目標としている規模の降雨は時間50mmですよ。であれば、下流域への流出量は少なくなる、下流の被害は軽減されると答えているのですが、下流への流出量はどの程度、何 m^3 程度少なくなると想定しているのか、下流被害の軽減というのはどういうふうに見ているのか、浸水が緩和されると見ているのかどうか、その辺のところをお示しいただきたいと思います。

それから、船橋市はハザードマップでいう最大規模の降雨量は9時間で516mmを想定していますよね。この土地区画整理事業エリアでは、8割の地域で浸水深が0.5mから3m。しかし、実際には先ほども説明がありましたけれども、宅地の浸水深が0.5m以下になる、床上浸水にならないように宅盤のかさ上げ、これは110万 m^3 の盛土を行うということですが、単純に素人が考えて、3m浸水するところを50cmしか浸水しないようにかさ上げをする。そうすると、この2m50cmの水は土地区画整理事業エリア内では何 m^3 だと想定をしているのかどうか、その辺のところの推計値があればお示ください。

率直に感じるのですが、2m50cmの水がどこに流れるのかといたら下流ですよ。当然、土地区画整理事業のエリアでは受け止められないから下流に流れる。そうすれば、ハザードマップで示されている以上に下流域の浸水被害がよりひどくなると、単純に素人が見ても感じるのですが、その辺のところはどうなのかお示しいただきたいと思います。

それから、海老川の整備計画に関してですが、結局、55万 m^3 の調節池は30年後に出来上がるということは何も変わっていないのですよ。そうすると、上流の飯山満川の流域が50mm対応になって、流下能力が増すわけですよ。下流の海老川の水系は30mm対応。これで果たして水が受け止められるのか、安全性が確保されると言えるのか、その辺のところはどう見ているのか。私は、洪水被害がより深刻になると見ているので、ぜひお答えいただきたいと思います。

それから、流域治水と総合治水ですが、今までの総合治水というのは、過去の降雨量、あるいは過去の浸水被害などを前提として調節池をどれだけ広げましょうか、河道をどれだけ掘削しましょうかということでした。2019年の東日本台風のときから国交省が前提問題として言っているのは、気候変動を踏まえた水害対策です。これが流域治水の前提になっているのですよね。ということは、あらゆる関係者との協働によって被害を最小限にとどめる。そして水害をできるだけ抑え込んでいく。この流域治水の立場に立つならば、下流域の方々に対しても、きちんとこの事業を含めた説明、事業によって下流にどんな影響が出るのか説明する必要があると思うのですが、その辺のところはいかがかお答えいただければと思います。

会 長 以上ですね。それでは、よろしくをお願いします。

事務局 1問だけ、海老川の関係だけ県から答えさせていただきまして、残りは土地区画整理事業の関係であったり市計審の中の発言だったりしますので、そちらは船橋市から回答させていただければと思います。議長、よろしいでしょうか。

今回、土地区画整理事業の中では飯山満川の拡幅などをするという中で、海老川とその部分は接続します。河川管理者は海老川と飯山満川の合流地点については、現状は少し絞ってあるのですが、現状の形状は変更しないと考えておりますので、飯山満川から海老川への流入は現在と変わらない計画と考えております。

残る点につきましては、土地区画整理事業の関係であったり市計審の関係になりますので、船橋市からお答えいただければという形で進めたいと思います。

会 長 了解しました。では、船橋市さんよろしくをお願いします。

船橋市 お答えさせていただきます。

まず1つ目でございますが、土地区画整理事業地内の水を調整池にためて、それをどれぐらい絞って川のほうに流すのかという御質問だったかと思います。これにつきましては、千葉県と協議をさせていただいた中で、今までも御説明あったように、海老川が現在30mm対応という形になっておりますが、この調整池からは10mmという量にもっと絞って、これを流し出すということで、今計画をしているところでございます。

次に、この計画の最大雨量のハザードマップにある浸水に対しての対応というところで、今委員のほうからお話があったとおり、盛土という形でここをかさ上げするというところで、最大の水深に対して、一番最悪のときでも50cmの浸水。50cmの浸水ということは、この区域内も浸水はするということですのでけれども、その最大雨量のハザードのときに50cm、建物の床上まで水が来ない程度に、この土地区画整理事業の区域の中は盛土をするという形で考えているところでございます。

この盛土によって想定外の降雨のときの水の流れというところになります。これはちょっと複雑な水の流れとなることから、盛土分の水について、これがどこに行くのかとい

うところになるのですけれども、このときの影響等につきましては、シミュレーション等を行っていないので、市としては分かりかねるところでございます。

以上でございます。

会 長 ほかに答えていないこともありますけど、質問された委員はどうですか。

委 員 お答えいただいているところがあるのですが、下流域への説明会をやるのかということだとか、それから、3 mの浸水が50 c mに軽減される。従来であれば3 mの浸水、そこに水がとどまっているわけですね。それが2 m50 c m分はなくなってしまいます。これがどこに行くのか。当然、下流に行くわけでしょう。下流の被害が一層増す。土地区画整理事業エリア内では床下でとどめられるかも分からない。下流の被害が一層増すということになるのではないか。その辺のところまでは考えていなかったのかどうか、お答えいただければと思います。

会 長 では、重ねて回答をお願いします。県で答えられなければ船橋市さんをお願いします。

船橋市 先ほどもちょっと御説明させていただいたのですが、土地区画整理事業に関する説明会につきましては、説明会を行うよりも、より丁寧な個々に対しての説明等を今後も併せて実施していくということで、土地区画整理事業に対しての説明会ということは考えていないところがございます。ただ、先ほども御説明したとおり、ハザードマップに対しての説明については、これは土地区画整理事業だけではなくて、ハザードマップを所管している課もございます。あとは下水道に関するところの所管もでございます。そこと一緒になって、このハザードマップにつきましては、流域治水も含めてのことになりますので、これは今後、千葉県とも協議させていただくことにはなると思うのですが、それも含めた中で、今後このコロナが収束していった暁には、何らかの説明をさせていただきたいと考えているところがございます。

あと、盛土につきましては、このハザードマップの中ではオレンジ色に示させていただいている部分は0.5 mから3 mの浸水想定と書いてございます。ここの土地区画整理事業の区域の中で3 mまで水が上がるというところではなくて、0.5 mから3 mの間での浸水深になります。となりますと、盛土での最大になりますと2 m弱程度の盛土と、ごめんなさい。今資料がないので、そう記憶しているところがございます。その盛土をすることによって、最悪の降雨のとき、1000分の1の降雨強度というので、確率的には1年に0.1%の確率で起こるだろうという雨に対して、区域内については50 c mの浸水で治まるという形になっています。そのときは、50 c mで治まるイコールこの周辺が全部水でつかっている状況になるというところなんです。下流もそうですし、上流から来る水も含めて浸水しているところございまして、確かにここの盛土をすることによって、その盛土のところには本当は水があったであろうものはあるのかもしれないのですが、それがどこの部分に影響を与えるかについては、なかなかシミュレーションは難しいところございまして、市のほうとしても、現在、把握していないところがございます。

以上でございます。

会 長 そういう答えですけれども、お答えがあまりかみ合わないの、特に私が途中で口を挟むのは何ですけれども、気候変動を考慮した流域治水というのは土木学会が提案して、国交省としてもそういう方向で動いている。そのときの流域というのはかなり広い流域のことを想定して、他府県にわたるとか市町村も様々にあるとか、そういう中で責任関係

が、うまく整合が取れない中でも、考えなければいけないという規模感のところが多いのですよね。ただ、海老川は流域も狭いし、恐らく船橋市さんの中でほぼ完結しているのでしょう。なので、そういう中でどこから水が来るかの水についても、かなり分かりやすい。そして市の中で整合性の取れるような土地利用なり開発ができる。そういう環境の中にあつて、皆さんの共通する懸念は、下流に影響がないようにしなければいけないというところでほぼ一致していますので、それに対してのお答えをぜひできるようにしなければいけないと思います。答えられないというのだったら、答えられないということがはっきりしたということでもいいかもしれないけれども、ぜひその観点を忘れないでください。

何か質問がありますか。手が挙がりましたか。どうぞ。

委員 御答弁いただきましてありがとうございます。今、議長のほうでまとめていただきましたけれども、最大規模の降雨で、もう土地区画整理事業のエリア内も下流域も、どこも水に埋まっているのだ、これはあまりにも無責任な発言ですよ。仮にこの42.3ha事業をやるのであれば、盛土によってその部分の水がどこに流れて、どこにどんな影響が出るのか、それも含めてきちんと市民に示すべきだということを強調しておきます。今、議長のほうでお話があった流域治水という視点からするならば、下流域の人たちも含めて流域全体の中で土地区画整理事業をやるわけですから、そういう説明をきちんとやる、それから、広聴会も開くしということで、あらゆる関係者の協働によって被害を少なくする、そして洪水を防いでいくという立場で臨んでいただきたいというのを付け加えて、終わります。

会長 どうもありがとうございました。質問がまだ2人、先にこちらが手が挙げたかな。では、お願いします。

委員 船橋市は雨水の対策の中で家庭内の宅地内排水はどういう形になっていますか。まず全体のことをお聞きしたいです。

会長 では、すみません。船橋市さん、お願いできますか。

船橋市 宅地開発に係る貯留というか、貯水ということの御質問かと思います。

委員 一般的な自宅と併せて。

船橋市 まず、市街化区域で開発行為を行われた場合、開発行為に係るところでは、敷地でいうと500m²以上の開発行為であれば、これはやはり雨水を貯留して時間をかけて流すという指導をさせていただいております。それ以下の面積になってしまうと、市街化区域については、そこの指導はないという形になってきます。農家住宅で1戸を建てるにせよ、10戸の戸建てを建てるにせよ、市街化調整区域の場合は、全て放流の調整をして、要は貯留をして時間をかけて流すということを指導させていただいております。

以上でございます。

委員 この場所は湿地帯のような感じがするのですよね。今、盛土をした中で、一番の心配は、さっきも委員がお話しされたとおり、下流部の人たちが、いつでも水が来ないような形にするというのは大原則だと私は思っております。その中で、盛土をした中で宅地内排水、要するに雨水を浸透するような形ができないのかどうなのか。それと、あわせて船橋市そのものが河川の幅もそれほど広いわけではないですから、やはり建築基準法で建物を更新するときに、宅地内排水をできるだけ浸透させるような形で、流域に負荷をかけないような形でやらなければ、河川を広げろ広げろと言っても、そうすぐに広げられるわけではないと思う。そういうところを踏まえた中で、今回はメディカルタウン構想という船橋市が

敷地のない中で、ある程度の面積を市が持つということは、市民にとってみれば、これは行政と一体でやっていることだと認識をされるだけに、だからこそ雨水対策についてもできるだけきちとした形で、納得のできる形でしていかないと、下流部に住んでいる人たちもそうですけれども、納得がいかないのではないかと私は思います。

今までの中で、やはり時代が時間70mmというよりも100mmとか、もう想定外の雨量が降っているわけですから、そういったところで、降ったときでも最小限で治まるようなと言えば、やはり市全体できちっと雨水対策を、先ほど言った開発行為のときには、やる条件としては当たり前のことです。そうではないときに、高台に住んでいる人たちは、できるだけそういったところに浸透ますをつけるような形で、一旦その環境に、河川に負荷がかからないような形でやれるようにしていかなければ、これからの雨水対策は県の河川だけをお願いして云々だけで私は納得できないのではないかと思います。基本的にはそういったところを踏まえた中で、船橋市が今日もお見えになっておられるようですから、家庭内の宅地のますを建築基準法の中でやるときに設置を千葉市はやっております。やはり都市化されてくれば、必ずそういう形でやらなければなりません。私の提案でやってもらいましたけれども、補助金をつけてもやっておりますから、船橋市でもそういった形でやることによって、河川に負荷のかからないような形の中で進めていただければありがたい。そうすれば下流の人たちの不安解消に少しでも役立つような形にしていいただければどうかと思います。

以上。

会 長 御意見どうもありがとうございます。

それでは、続けてよろしいですか。

委 員 今の御議論を聞いていまして、私からは提案でございます。いずれにしろ氾濫原管理ということで、雨が降ると常に水がたまっているような場所を埋めるということは、氾濫原のボリュームを減らすということでもあります。それはもう直接下流に影響を与える。これはもう明らかな話なので、そこで、この氾濫原管理でやったのが埼玉県の越谷市です。越谷ニュータウンということで、十分に容量を取って、要するに氾濫ボリュームを止めながら、ほかに負荷がかからないようにやったという例もございますので、土地利用上、市街化区域で減歩とかいろいろな話があって大変なことはあるかと思いますが、そこを工夫されるのがよろしいのかなという意見でございます。

以上です。

会 長 どうもありがとうございます。皆さん、またこれも共通していまして、私からまたここで口を挟んではいけないかもしれないけど、当然かさ上げすれば、その分のボリュームは減らして、調整池を掘らなければ帳尻が合わない。あるいはかさ上げする代わりにピロティーにするとか、工夫をしない限り減るというのは、もう皆さんはつきり分かっているところですよ。だから、そのあたりについてはしっかりと対応していくということは、下流に対する影響からいうと重要なことですよ。それを皆さん申し上げているので、それに対してどう考えるかです。

何か御発言ありますか。ないと、このまま若干話をしますけれども、よろしいですか。私も寺部先生も土木の専門家ですから、そういう意味でいうと気になるのは、先ほどの船橋市さんのおっしゃった「分かりません」ということです。シミュレーションもやってい

ないから分かりません。あれは簡単には見過ごせないのですよ。我々としてどういうことが起こるかというのは、想定を超えることだってもちろん起こるわけです。だから、确实ということはあるし、恐らく市民の方も、絶対安全を確保してくれと言っているわけではない。ただ、今よりも危険になることが分かっているようなことを進められてしまうと、これはたまらないですよ。なので、今出ている水の量より増えないということは、最低限ちゃんと説明しなければいけない。減らすのがベターですよ。50mmに対しては減らせるけど、100mm降ったら増えてしまいますということを皆さん今心配しているわけです。なので、そのときにも増えませんかというのは、今持っている遊水能力は最低限確保します。それがなければいけないけれども、かさ上げはかなり大規模にやりますよ、調整池は基準どおり造りますよみたいなことだったら、誰が考えても何かおかしいと思います。それをそのままシミュレーションもやっていないし、分かりませんというものを県の審議会で決めるのは簡単なことではないと思います。だから、そこは県として、いいです、それでも構わないのですと言うなら別だけれども、それはなかなか言えない。シミュレーションをやっていないし、分かりませんというのは、そのままでは、はい、そうですか、分かりました、それでもいいでしょうとは、会長の立場でなかなか言いにくい。そこは理解してもらいたいですね。

それからもう1点、説明会をやらないというのは、冒頭、ちゃんと説明すべきだという御意見からスタートしたこともあって、やっていただくほうがいいと思う。

ただ、ハザードマップに対しては考えますというお答えがあったので、それは了解しました。しかし、恐らくこの問題というか、市街地に編入されていくわけだから、流れも変わっていくので、ハザードマップは新しく改定しなければいけないのでしょうか。そこまで含めて、ハザードマップをつくり直して説明しますよと言ってくれているのだったら私は理解できるのだけれども、今つくったハザードマップはまだ説明会をしていませんでしたので、そのうちコロナが終わったらやりますよというのだと、言葉としては、ちょっとどうかと思います。だから、説明会をやってくださいと言っている意味は、ちゃんと今回の問題に対して下流の方が思っておられる心配に対して、真っ向から対処していくことが必要だと思いますので、そこもぜひ私からもお願いをしたいと思います。

今日は県の審議会で県が決定する行為ですから、県に私が聞きたいのは、今の御発言の中で、海老川調節池ですよ。海老川調節池に関しては、それは下流側で受け止めますよということでしょうから、大変重要な役割を持ってくる。けれども、県のお答えだと30年かかりますというところと、どこかのタイミングで暫定整備も行いますよ今日は言ってくれているのだけれども、それと土地区画整理事業の今回のお話とは、全然リンクしている話になっていないのですよね。だから、そこに何かもう一步踏み込んで、県として決定する上で、こういう条件を満たしますよということであれば、こちら側は一定程度安心して、分かりましたと言えるのだけれども。全く無関係で30年かかりますよということだと、これは県の立場で今日決めるという中でどうなのかなと心配を持ちますね。

以上です。

さて、県は何か答えることが今できますか。

事務局　ハザードマップの説明会の話にまた戻ってしまいますけれども、先ほど冒頭の議案の説明の中で、海老川の下流域の方々に対しましては、その中で土地区画整理事業の関係に

については御説明をしていくということはもう船橋市は言っていますので、その後の市からの回答がちょっと分かりづらかった部分もあるのかもしれないですけども、そこについては説明をしていくという方針は、まず出ています。

そういうところと、今回、県が決定するという案件につきましては、都市計画の基本的な方針を定める区域マスタープランと区域区分の案件になっております。区域区分を変更するに当たって、事業の確実性というところはあるのですが、今回、都市計画として区域区分を決定するという案件であり、県としますと、今回、新駅を設置しまして、新しいまちづくりを市の上位計画に基づいて今後進めていくと考えておりますので、区域マスタープランと区域区分については、県としては決定していただきたいと考えております。

会 長 どうもありがとうございます。ちょっと私も言葉が足らなかったかもしれませんが、区域マスタープランにしっかり位置づけて、手続としてもそうですし、その計画の中身、重要性についても我々は了解できていますので、そこはいいと思いますよ。だから、あとは今の懸念事項に対してどういう対応をしていくかということを一程度は、この審議会の中でも理解できるように説明してくれるということが、最後に必要ではないかと思えます。

市はどうですか。シミュレーションはやっていないから分かりませんと言うと、増えるか減るかも全く分かりませんということですけども、それ以上の答えはないのですか。今後進めていきますとか、そういうことを踏まえて地域との話合いというのか、説明もはっきりして、理解が得られるように事業の計画をつくっていきますとか、そういうことがあるとね。今手が挙げたのはどなたですか。

船橋市 船橋市でございます。

会 長 船橋市ですか。では、どうぞ。

船橋市 船橋市の副市長でございます。今日はどうもありがとうございます。今、委員の方々からいろいろな御指摘がある中で、実は我々もこれまで計画を考えたりする中で、河川管理者である県といろいろと御相談させていただきながら進めてきたところではございますけれども、やはりおっしゃるとおり、まさに心配されている住民の方がいらっしゃるということに対して、中身も含めてどういった御説明をすれば御納得いただけるか、御安心いただけるかということに対して、我々も今まで十分やってこれたかというところと不十分だった面もあるのかなと思っております。なので、ここで具体的な手法、シミュレーションというのが何なのかということまでは申し上げられませんが、ぜひ県とも御相談させていただきながら、まさに先ほど申し上げましたとおり、ハザードマップについての洪水対策、浸水対策についての説明を市としてやっていく予定でございますので、その中でどういった説明をすればよいのかということについて、県と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

会 長 ぜひ説明をするときに、事業計画というか、計画の中身自体が先ほどの懸念に対応するような中身にさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

私からは以上ですけども、ほかに何か御発言ありますか。どうぞ。

委 員 さっきの話ですけども、船橋市さん、やりません、知りませんでは賛成できません。以上です。その辺をきちんと答えていません。

会 長 何をやりません。

委員 説明会。シミュレーションのことをはっきり答えていない。

会長 船橋市さん、どうぞ。

船橋市 もう一度お答えさせていただきます。まず、説明会、これは先ほどから申し上げておりますが、ハザードマップというか、市の洪水対策、浸水対策について、まだ市民の方々に御説明ができておりません。これはきちんとやります。必ずやります。その中で、今まさに下流域にどういう影響があるか。これはシミュレーションと一言で言いましても難しいいろいろなものがあると思いますが、少なくとも下流域にどういう影響があるのか、もしくはあまりないと考えているのか、そういったことについてきちんと触れる形で説明をさせていただきたいと考えております。

会長 とにかく遊水機能がどのぐらい増えるのか減るのか、そこはぜひ皆さんに分かるように説明していただくのがいいと思いますね。

ほかはよろしいでしょうか。今、こういったやり取りをしていることがみんな議事録に残っていくわけですので、その議事録を踏まえて、今後県としても、市としても対応していくということで、よろしければここで採決に入っていくこととなります。県からお答えはなかったんですけども、ぜひ海老川調節池の暫定供用に向けて何らかの意気込みというか、それを語ってくれれば、これは県の審議会ですから、県の責任でやっていくことだから、県の責任はちゃんと果たしますと。

どうぞ。

事務局 河川整備をしております河川整備課でございます。現在の海老川調節池、先ほどの御説明で、整備計画では30年を目標としてございます。ただ、今の状況は用地もかなりまとまって買っているというところもございまして、貯留効果を早期に発現という意味では段階的な暫定供用を目指していくというのを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

会長 土地区画整理事業の進捗にも配慮しながら、そこを見ながら、縦割りというのは、やっぱりいろいろなところでまだまだ問題だとよく言われたりしますので、流域治水というよりも総合治水を超えてまちづくりとの連携をぜひ考えていただけて進めたいと思います。そこまで最後に申し上げて、ほかに御意見がなければ、このあたりで議案の採決に入っていくわけですが、どうぞ。

委員 昔、長野のほうで脱ダム宣言という話がありました。千葉県も八ッ場ダムが中止になって、水利権を取る拠出金を後から相当な額出した記憶があります。この事業地内の調整池はダムに匹敵するものだと思います。それで、雨量70mmに対応するというようなことなので、6か所つくるということですが、この70mmは船橋市の開発行為の指導要綱よりも上回って設定したのですか、それともそのままですか。一般的な表現でいいですから、6か所で合わせると何tぐらいの雨量が貯留できるような形になるのですか。これは肝心だと思います。

今、線状降雨帯だとか、最近になって新しい言葉が生まれましたが、それはどこでも、どんなことをしてやっても被害は起きてしまいます。これは致し方ないことですが、これは肝心なことだと思いますので、下流の排水を心配している方々にとってはしっかりとした説得材料をつくってもらわないといけないと思います。土地区画整理事業は、私も4か

所ぐらい組合員として関わってきました。行政からは一切補助金をもらっていません。調査費だけはもらいましたが、組合員がそれなりの減歩で公共用地を捻出するという事なのでしょうけれども、これは船橋市さんがお金を出すということですが、羨ましい話だと正直思っています。東葉高速鉄道の新駅ができる。そして、これから非常に大事なメディカルセンターの計画もあるというようなことで、これは全市民期待するところだと私は思っておりますので、そこをしっかりと説明できるようにやってもらいたと思います。

会 長 どうもありがとうございます。今の御意見もありましたし、どうですか。付帯意見を付けて採決するという方法があるわけです。今の最後の2人の委員の方々のお話からいうと、やはり下流域への影響が増えないというか、影響を考慮した分析というか結果を踏まえて説明していく。説明材料がなければ、説明だけしますというのは、何も変わらない。「説明しました、終わりです」、これでは何の意味もないわけですから。シミュレーションをどういう形にしる、そういう分析をしっかりと行って、その結果を基に説明していく。それをある種条件というのではないけれども、審議会からの依頼ということで付帯意見を付けることもある。言葉は今、これだという言葉になっていないので申し訳ないのですけれども、これは決めるときに言葉を決めなければできないのですか。例えば付帯意見を付してということになってくると、この文言ですとはっきり決めないと議決は採れないの。そんなことはないね。趣旨だけをはっきりしたら。どうぞ。

事務局 付帯決議の場合は趣旨の決定だけしていただくことでできます。

会 長 分かりました。それでは、そういうことで、付帯意見なしに議決する方法もありますけれども、今回は非常に多くのほぼ共通した意見が出ていますので、何らかの付帯意見をつけて採択するという方針でいかがかと思うのですけれども、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 どうもありがとうございました。

では、趣旨については、今まで出てきている御意見はほぼ一定なので、それを踏まえた文言、意見ということにしたいと思います。

それでは、そこは了解いただいたということで、その御了解いただいたことを前提で、それでは、特にほかに意見がなければ採決に入りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 どうもありがとうございました。

それでは、第1号議案、第2号議案、2つありますので、まず第1号議案について、付帯意見を付して可決することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数ということでありますので、よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第1号議案を付帯意見を付して可決することに決定します。

第2号議案についても同様ですから、これについても付帯意見を付して可決することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 これについても賛成多数です。

よって、同様に「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第2号議案を付帯意見を付して可決することに決定します。

なお、1号、2号議案ともに付記する文言については、議長一任ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 どうもありがとうございます。

第3号議案

会 長 それでは、早速次の議題に入りたいと思います。

第3号議案 八千代都市計画区域区分の変更について（付議）
を議題といたします。

事務局から御説明をよろしくお願ひします。

事務局 それでは、第3号議案「八千代都市計画の区域区分の変更」について御説明いたします。

御審議いただきますのは、八千代カルチャータウン地区における区域区分の変更になります。

まず、変更箇所について御説明いたします。議案書インデックス3の4ページの位置図、またはスクリーンを御覧ください。

八千代カルチャータウン地区は開発行為により整備が進められてきた地区で、八千代市の北東部、東葉高速線村上駅より北へ約4kmの位置にあり、主要地方道千葉竜ヶ崎線や一般県道八千代宗像線に隣接するほか、近くには国道16号も通るなど幹線道路ネットワークが整備された地区になります。

本地区については、区域マスタープランには、「開発行為による計画的な整備の促進を図るとともに、良好な居住環境の形成、維持、増進に努める」と位置づけており、平成4年から民間事業者による開発行為が進められてきました。本県では、一定規模以上の民間開発の場合、区域の境界が確定され、土地利用計画に基づいた事業の完了が確実な地区については、市街化区域に編入できるとしております。

本地区については、昨年9月に開発行為が完了し、これらの要件を満たしておりますので、引き続き良好な市街地を維持するため区域区分を変更し、市街化区域に編入するものであります。

議案書5ページの計画図、またはスクリーンを御覧ください。

編入する区域は、赤い線で囲まれた面積約65.1haの区域となります。現在の土地利用の状況につきましては、スクリーンにお示ししておりますとおり、一般県道八千代宗像線から北側には戸建て住宅が建ち並び、東京成徳大学が立地しております。また、南側では、昨年4月に近隣公園が開設され、現在、八千代市の給食センターや物流施設等の建設が行われるなど計画的な土地利用が図られております。

なお、八千代市では区域区分の変更と合わせ、用途地域などの変更手続が同時に行われております。

最後に、本議案について2週間、案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はありません

でした。

以上で第3号議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

会 長 それでは、ただいま第3号議案についての説明が終わりましたけれども、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

委 員 質問があります。このエリアは鉄道とかなり離れていて、交通があまり便利なところではないように思うのですけれども、そういったところを市街化区域に入れることのよしあしというか、その辺はどう考えていますか。最近、集約型都市構造ということが言われていて、できるだけ交通の便のいいところに人々には住んでいただく、それを誘導するというのがあると思うのですけれども、その辺の考え方と、この区域区分の変更の整合性を教えてください。

会 長 よろしくお願ひします。

事務局 まず、今回の八千代カルチャータウン地区の道路ネットワークにつきましては、先ほど御説明しましたとおり、ネットワークという部分につきましては主要地方道千葉竜ヶ崎線であったり国道16号であったりというようなところでネットワークを繋げている。実際、京成の勝田台駅までは道路のほうが整備されてバス路線というところになっておりますので、基本的には交通アクセス上ではそれほどコンパクトなまちづくりというものに逆行していないのかなというところもあります。

あと、今回の場所につきましては、今はもう都市計画法としては改正されてしまったのですが、旧34条10号イという要件がありまして、200ha以上の大規模開発の中では、大学とか研究所とかと一緒に、いわゆるセット開発については、開発審議会で議を経たものについては、行えるとされております。平成19年に法改正はされてしまったのですが、今回の場所については平成4年からやっているようなところもありまして、都市計画的にもコンパクトなまちづくりにも、ネットワーク的にはそれほど逆行しないと考えております。

会 長 よろしいですか。たまたま御質問が出たので、私も1点だけ。5ページの地図があるのですけれども、住宅地として開発を過去にされているところも空き地が結構見えますよね。大学があるのはよく分かっているのですけれども、これは現状もこういう状態で、最新の立地状況ということですか。

事務局 この計画図は多少古いもので、現状は航空写真だと見づらいかもしれませんが、基本的に戸建て住宅の部分については全て完売しております。今、まさに建築しているような部分もありますけれども、完売して建ち並ぶところになっています。

会 長 そうすると、今回、写真の真下の空いている土地が市街化して住宅地になっていくということですか。

事務局 そこについては、先ほど土地利用計画図でお示したように、現状は物流の施設であったりバスの駐車場であったり、あと市の給食センター等が建ち並ぶようなところがありますので、基本的にはそこは住宅ではなくて、そういったもので活用されております。

会 長 なるほど。では、委員の御懸念もよく分かりますが、ここは住宅地として広がっていくということではない、現状の追認的に市街地に編入しますけれども、新たなどころにつ

いては物流中心だということですか。分かりました。

よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。ほかに何か御意見ございますか。なければ、この件は採決に移りたいと思います。

第3号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。
(挙 手 全 員)

会 長 全員賛成です。

よって「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第3号議案を原案どおり可決することに決定します。

第4号議案

会 長 それでは、続けて、

第4号議案 市川都市計画道路の変更について（付議）
を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、第4号議案「市川都市計画道路」について御説明いたします。

今回御審議いただく都市計画道路につきましては、（仮称）押切橋の事業化に向け、都市計画変更するものであります。スクリーンを御覧ください。

（仮称）押切橋につきましては、平成8年に県の総合計画であります「ちば新時代5か年計画」に位置づけ調査を進め、平成28年には都市計画の上位計画となります区域マスタープランに、そして、平成30年には千葉県道路整備プログラムに位置づけるなど、事業の実現に向け検討を進めてきた経緯がございます。

それでは、変更の概要について御説明いたします。議案書インデックス4の1ページの計画書、またはスクリーンを御覧ください。

路線名は湊海岸線で、延長約2,730m、代表幅員16mの2車線の道路となります。

議案書4ページの位置図、またはスクリーンを御覧ください。

本路線は、東京メトロ東西線の行徳駅の北西部にあります東京都との県境を起点とし、JR京葉線の市川塩浜駅付近が終点となる道路で、今回変更する橋梁部分を除き、おおむね完成しております。

葛南地域では、千葉県と東京都に架かる橋梁は限られており、それらの橋梁には交通が集中し、交通混雑が発生するなどの課題を抱えておりますことから、現在あります橋梁の位置などを考慮し、新たな橋梁として（仮称）押切橋を整備するものであります。

スクリーンは計画変更後の（仮称）押切橋の完成イメージ図になります。イメージ図は行徳駅側から旧江戸川に向かってのもので、橋の両側に行徳街道と接続する側道を設置し、橋梁部分には歩行者のための階段やスロープを設置する計画としております。

現在の都市計画では、側道は西側にしか計画されておらず、今回の変更では、イメージ図にありますように、沿道からの出入りを確保するため、両側に側道を設けることとし、それに伴う幅員の拡幅や線形の変更などを併せて行うこととしております。

議案書5ページの計画図、またはスクリーンを御覧ください。

御説明しました幅員等の変更により、新たに道路の区域に加える部分を赤、廃止する部

分を黄色で着色しております。

なお、本変更にあたって、スクリーンにお示ししている説明会等の開催状況のとおり、一昨年(2019年)の11月に事業内容等に関する説明会を開催いたしました。

都市計画の進捗を進めるにあたっては、沿線の方々約2,000戸に説明会の案内や都市計画の変更内容が分かる資料を配布いたしました。また、変更内容につきましては、いつでも御覧いただけるようウェブ動画を活用した原案説明会を開催するとともに、御覧いただいた方々からの御質問に対しましては、ホームページにその回答を掲載いたしました。

そのほか、住民の方々と対話しながら疑問点などにお答えする、いわゆるオープンハウス形式での説明会も実施するなど、変更にあたりましては、住民の方々の御意見や御質問にお答えしながら、計画内容の周知を図ってまいりました。

本議案について、9月14日から2週間、案の縦覧を行ったところ、2名の方から意見書の提出がございました。

当日配布資料の11ページ、またはスクリーンを御覧ください。

いただいた御意見の内容は、「都市計画道路の位置・構造について」「補償について」「その他」の3項目になります。

まず、1項目、資料12ページの(1)「都市計画道路の位置・構造」につきましては、「橋梁高架の際、高齢者や障がい者の利便性を考慮し、エレベーターの設置が常識となっている」といった御意見に対する県の考え方につきましては、当該橋梁の構造については、バリアフリーに配慮し、スロープを設ける計画としております。エレベーターについては、事業の実施にあたり、市川市をはじめ東京都や江戸川区とともに必要性を含め検討してまいります。

次に、「堤防点検道路や信号をつけるなどの改善をし、渡りやすく利用しやすい形にして、道路の区域に係る住民への被害を最小限にとどめ、補償を手厚くすることで事業への賛同を得やすいと考える」といった御意見に対する県の考え方につきましては、本変更案は、当該区間の事業化にあたり、周辺の市街化の進展など、現在の土地利用の状況を考慮し、沿道からの出入りを確保するため両側に側道を設けることとしたものです。今後、事業の実施にあたっては、地域の皆様の御意見をお伺いしながら、地域の方々にとって利用しやすい道路となるよう検討してまいります。

次に、2項目、(2)の「補償」につきましては、「代替地などの補償は自分で探すとのことだが、皆高齢化しており不可能なことも多く、どれだけの補償ができるのか疑問である」また、「立ち退かないといけない住民に個別の連絡がない、また、スケジュールも示されないなど説明不足である」「用地交渉に対して真摯に対応してもらえるのか疑わしい。立ち退くことは死活問題であり計画変更に反対する」といった御意見でした。

これらの意見に対する県の考え方としましては、公共事業の実施にあたりましては、家屋移転などが生じる場合、移転補償や営業補償などの補償を行うこととしております。補償の内容や事業スケジュール等については、地域の皆様に御理解いただけるよう丁寧な説明を行ってまいります。

最後に、(3)の「その他」の意見としましては、「橋梁とすることにより、集中豪雨の際、バイパス交差点にさらに水が流れ込み、現在の状況より被害が甚大になる」「堤防は老朽化している。本計画は橋を架ける目的のみで進められているが、地域住民の安全性を

優先することが最重要課題である」といった御意見でした。

これらの意見に対する県の考え方としましては、道路排水の計画については、今後詳細な設計を行うこととしており、設計に当たりましては、地域の雨水排水等についても、現状を踏まえ、市川市と連携して検討してまいります。また、旧江戸川の護岸については、耐震対策や高潮対策として、順次整備を実施しており、当該橋梁付近の護岸につきましても、橋梁計画と調整しながら整備を進めてまいります。

以上が意見書の要旨とこれに対する県の考え方となりますが、意見書の内容は、補償や事業に関連するものになりますので、提出のあった意見書により都市計画の案を変更する必要はないと考えております。

以上で第4号議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

会 長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま第4号議案の説明を終わりましたので、何か御意見、御質問等があればよろしくお願ひします。

委 員 1点だけ質問させていただきます。今の説明で、一昨年11月に50名が参加をした説明会を行ったということですが、出されている意見書を見ると、現時点で地権者、関係者の同意というのはどの辺まで得られているのでしょうか。それが一番重要だと思うのでお示しいただければと思います。

会 長 それでは、いかがでしょうか。

事務局 都市計画変更に当たり住民の合意は取れているかといった御質問だと思いますが、住民への説明につきましては、先ほど御説明しましたとおり、沿道の住民の方々、自治会の方たちを通じまして変更内容をポスティングして変更の内容説明には努めております。今回、2名の方から御意見をいただいておりますが、いずれも事業の内容であったり補償に関連するものというところで、今後、事業化した中で丁寧に御説明して御理解いただくような御意見だと考えておりますので、今回の都市計画の変更の内容につきましては、おおむね合意が得られていると考えております。

委 員 おおむね合意が得られているということですが、具体的に何割程度ですか。確認はされているのですか。

事務局 都市計画の手続の中では、同意率というものを求めているものではなく、説明会の中で、より丁寧に説明をしながら手続を進めてきております。今後、事業化をした際には、やはり現地へ入って測量等をしながら1軒1軒御説明して御理解をいただくことで事業を進めていかなければならないのですけれども、今回は都市計画の内容を、より分かりやすくお知らせしながら手続を進めてきておりますので、委員からありました何割というような数字までの把握は、今後、事業を進めていく中で表れてくるのかなと考えております。

委 員 そうすると、一方的な説明会で手続上は了とすると。これでは本当に事業を進められるのかな。やっぱり丁寧な説明が必要だし、同意を取っていくことが必要だということを強調して、終わります。

会 長 ありがとうございました。私がコメントするのも何ですけれども、この道路もお見受けするところ、橋が架かったらすごく効果の大きな道路になってくると思いますね。ですから、地権者の方は反対される方もいるかもしれないけれども、その道路の必要性という

観点では大きなものがあるのかなと思います。手続的に法定手続以外のことも一定程度しっかりやられているという説明がありましたので、そういう中で多くの方が反対するようだったら、恐らくそういうものは既にここに来ていますよね。ですから、そういうことから言うと、合意をしっかりと取り付けるという段階ではないけれども、おおむね反対の動きは起こっていないというふうには理解できるのではないかと思います。

それでは、どうもありがとうございました。特にほかに御意見がなければ、これは議決のほうに移りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 どうもありがとうございます。

それでは、採決いたします。

第4号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 どうもありがとうございました。賛成多数です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第4号議案を原案どおり可決することに決定します。

それでは、以上をもちまして予定された議案の審議は全て終了です。

10. そ の 他

会 長 何か御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

会 長 よろしいですか。それでは、この後の進行は司会のほうでよろしくをお願いします。

11. 閉 会

司 会 それでは、これで第195回千葉県都市計画審議会を閉会いたします。本日は熱心な御審議をいただき、ありがとうございました。

—— 以上 ——